

# 食育の推進に関する政策評価の結果に基づく意見の通知(概要)

通知日:平成27年10月23日

意見通知先:内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省

## 背景等

- 「食」を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病(がん、糖尿病など)の増加等を背景として、平成17年に「食育基本法」が成立
- 同法に基づき、第1次食育推進基本計画(平成18年度～22年度)、第2次食育推進基本計画(平成23年度～27年度)と約10年にわたり、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等で様々な食育事業を展開

## 調査事項

食育の推進に関する各種施策の効果の発現状況(都道府県食育推進計画の策定状況、学校や地域における取組の状況等)

## 1 目標の達成状況についての評価

### 効果の把握結果

評価書P18~20

#### ○ 第2次食育推進基本計画の11目標の達成状況(注)

- ① 目標達成 : 2目標
  - ② 数値が改善 : 6目標
  - ③ 数値が悪化 : 3目標
- } 目標未達成

(注) 基本計画の基準値と計画期間4年目(平成26年度)の測定値との比較

### 評価

評価書P82

目標の達成度は「進展が大きくない」※

※ 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」による区分(5区分)で下から2番目

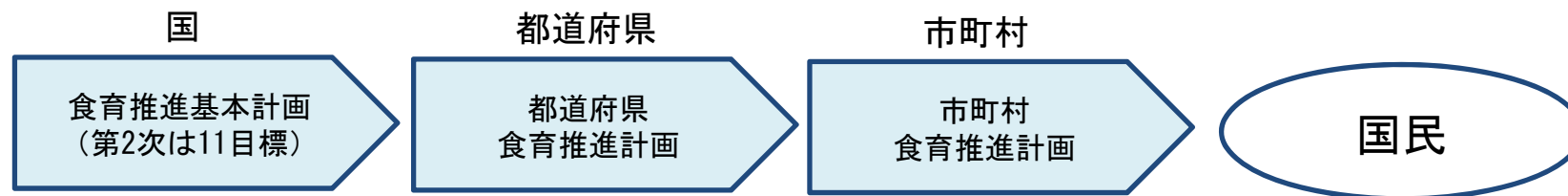
図表1 第2次食育推進基本計画における目標値と実績値

第2次食育推進基本計画の目標	目標値(27年度)	測定値(26年度)	達成状況
① 食育に関心のある国民割合	90%以上	68.7%	×
② 家族との「共食」(朝+夕)の回数	週10回以上	週10回	○
③ 朝食欠食率 i)子ども、ii)20~30歳代男性	i) 0% ii) 15%以下	i) 1.5%(22年度) ii) 28.2%(25年度)	△
④ 学校給食地場産物等使用割合 i)地場産物、ii)国内産	i)30%以上 ii)80%以上	i)25.8%(25年度) ii)77%(25年度)	×
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送る国民割合	60%以上	52.7%	△
⑥ メタボ予防等のための適切な食事、運動等の実践率	50%以上	42.1%	△
⑦ 食べ方に関心のある国民割合	80%以上	71.6%	△
⑧ 食育ボランティア数	37万人以上	33.9万人	×
⑨ 農林漁業体験した国民割合	30%以上	33%	○
⑩ 食の安全知識のある国民割合	90%以上	70.1%	△
⑪ 推進計画作成市町村率	100%	76.0%	△

(注) 1 内閣府の資料に基づき当省が作成

2 「○」:目標達成、「△」:数値が改善、「×」:数値が悪化

## 2 食育推進基本計画の目標設定



### 調査結果

評価書P20~23

- 都道府県によって、国と同じ目標を設定している状況は区々  
 例) 国の目標を取り入れていないのは、調査した27都道府県のうち、目標によって1都道府県(3.7%)から23都道府県(85.2%)
- 国の目標値と異なる目標値を設定している都道府県あり  
 例) 朝食欠食率(子ども)  
 国:0% ⇔ 27都道府県中7都道府県(25.9%)が1%~7%に目標値を設定

評価書P82~83

都道府県は必ずしも国と全く同じ目標を設定する必要はないが、食育を国民運動として推進するため、都道府県の理解の下、共通の目標を掲げ協力して取り組むことが有効

### 意見

評価書P89

都道府県の目標設定の支援 (内閣府)

図表2 27都道府県における食育推進計画の目標設定状況

第2次食育推進基本計画の目標	目標未設定の都道府県数
① 食育に関心のある国民割合	13(48.1%)
② 家族との「共食」(朝+夕)の回数	14(51.9%)
③ 朝食欠食率 i)子ども、ii)20~30歳代男性	1(3.7%)
④ 学校給食地場産物等使用割合 i)地場産物、ii)国内産	2(7.4%)
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送る国民割合	4(14.8%)
⑥ メタボ予防等のための適切な食事、運動等の実践率	7(25.9%)
⑦ 食べ方に関心のある国民割合	17(63.0%)
⑧ 食育ボランティア数	14(51.9%)
⑨ 農林漁業体験した国民割合	12(44.4%)
⑩ 食の安全知識のある国民割合	23(85.2%)
⑪ 推進計画作成市町村率	7(25.9%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、調査した27都道府県のうち、目標未設定の都道府県の割合

### 3 個別施策等の評価

#### 調査結果

#### (1) 学校における食に関する指導

- ① 栄養教諭の配置により、学校の食育指導体制は整備  
⇒ 栄養教諭配置の効果の把握が不十分

評価書 P40~47、P84

- ② 小中学校で作成する「食に関する指導に係る全体計画」は、  
約3割の学校(※)がその達成状況を評価せず

評価書 P48~51  
P84~85

※62校中17校(27.4%)

#### (2) 健全な食生活実現のための取組

- ① 生活習慣病のうち、メタボリックシンドローム関連のみの指標であり、運動や  
体重計測を含む食生活との関連性が強いとはいえない目標設定

評価書 P65~66、P86

- ② 糖尿病予防戦略事業は、事業規模が小さい(1地方公共団体平均200万  
円)が、当該事業の寄与の程度が明らかではない大きな目標(全国ベースの  
糖尿病有病者率)で評価

評価書 P66~68、P86~87

#### (3) 農林漁業体験促進のための取組

評価書 P73~74、P87

目標である「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」を把握するための  
アンケート調査では、回答者の家族も含めた割合

#### (4) 望ましい食生活への支障(アンケート調査結果)

朝食欠食など望ましい食生活を送らない人の理由は、「時間がない」、「必要  
性を感じない」、「面倒」など

⇒ 労働時間の長さ、食生活を重視しないことが背景

評価書 P27~28、28~29  
P30~32、83~84

#### 意見

評価書 P89

栄養教諭配置の効果を把握  
全体計画の評価の実施を指導

(文部科学省)

評価書 P89~90

目標の見直し  
(内閣府・厚生労働省)

事業の効果把握

(厚生労働省)

評価書 P90

測定値の把握方法その他適切な  
見直し  
(農林水産省)

評価書 P89

生活スタイルの変化等様々な状況に  
対応した食育を推進  
(内閣府)